

# 高校教育像の再編成

岐阜県立瑞浪高等学校 西尾克明

## 1. 高等学校教育の問題状況

### (1) 問題の概観

新制高等学校が誕生して43年を経る。この間、社会の変容は急であり、高等学校もその社会の一員として環境の変化にさらされながら、在り方をめぐっては右往左往してきたとさえいえる。それは、新制高等学校発足当初の高等学校教育の理念と現実の乖離の問題であったり、一方では、社会的価値観の多様化や変化に伴う教育観や学校観そのものの動揺の問題であったりした。いずれにせよ、新制高等学校発足当時には予想だにできなかった急激な変化の状況が現われたことに対して、高校教育機能が多くの矛盾や困難点を露呈し、教育の病理といわれるような様々な問題現象をも生みだしてきたのである。そして、そうした高等学校教育ないし高等学校の問題は、今やその概念そのものの捉え直しを必要とする状況に至っていると考えられるのである。

すなわち、今日の95%に達した高校進学率は、新制高等学校発足時に予定した高等学校教育の内容を、理解していくことができない生徒の存在を必然的なものとしており、同時にこのことは現行教育制度下の高等学校の在り方を抜本的に、文字どおり改革していくことの必要を迫っている現象と考えられるのである。

平成3年4月18日付公示の「中教審答申」が高校教育改革をテーマとしており、その主な内容として、学校現場の実態に即した多様なカリキュラム構成や指導の弾力的構成を求めている。これは、審議ならびに答申の困って出るところが、社会変容の著しさであるとし、これの分析検討・審議によっているものであり、このことは95%時代の高校教育が、従来の運営方式では不可能であることを事実として認識せざるをえなくなったことを表したものといえよう。しかし、95%時代（「全員高校進学」といわれる時代）に、後期中等教育機関としての高等学校が担う教育とは何でなければならないか、そのために高等学校はどう在らねばならないか、など、現時点から向後にわたって最も必要であるところの、いわば高校教育概念の抜本的な組み立て直しという視点が今回の答申にはない。

以上のような問題意識に立って、今日から向後にわたって求められる高校教育概念の新たな構築について考察し、今求められる新たな高校教育像の再編成を検討してみることが本稿の目的である。

そうした意味において、これらの問題を高校教育現場の教育実践の上で意味のある効果的な考

察にしていく方向として、先の14期中間報告が高等学校をめぐる現状を問題分析的に示したところを一つの“叩き台”にして見ていくことが近道であるといえる。

すなわち、「時代社会の大きな変容＝家庭・地域社会の価値観や生活意識の混乱の問題、教師の資質・力量に関する問題」「大学入試制度の教育的あり方の問題」「高校入試制度に関わる問題」などに共通根を持つ「高等学校教育の意義・在り方の捉え直しの問題」であると見て、高校教育概念そのものの規定から再検討していくのである。

それは、進学率95%時代に至った高等学校とは「どんな意味を持ち、何を教育するところか」という高等学校概念の問い直しを行なうこと、いわば高校教育の抜本的検討ないし再構成を問題とせずして向後の高等学校教育を遂行出来ないという認識を起点とする必要があるということである。

しかも、学校風土としての社会・世論がどうあるかということに意を用いるばかりではなく、むしろ学校教育が置かれている実態に即して、学校風土としての社会・世論の在り方を啓蒙的に位置付けていくというほどの積極的な姿勢が必要である。

それは、今日の学校への要求が際限なく広がり、何でも学校頼み、何でも学校任せ、というような状況が見られることに対して、小中高と積み上げられてくる学校教育が、人間の成長とどこまでその責任を担い請負っていくのか、という学校の役割について、それが確実に変化してきていることを踏まえながら、高等学校の役割を再構築することでもある。(その意味からも、イリッチの「脱学校論」のような非現実的概念は断じて持ち出すものではない。むしろ複雑化し、高度化するであろう社会において多くの人とともに生き、社会を形成していく一員として、自らの人生の基盤を形成する人格陶冶を行い、生涯にわたる自己形成・実現のための学習の基礎を培っていく意味で、集団的学習は必要であり、そのための場としての学校社会は不可欠であると考える。)

そこで、ここまで見てきた問題点を考察していくに先立って、高等学校教育の存在状況ないし諸現実の確認を行なっておきたい。

## (2) 高等学校教育の理念と現状

高等学校について学校教育法は、その第41条で目的を「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育を施すことを目的とする。」と規定し、第42条において高等学校教育の目標を「(一)中学校における教育の成果をさらに発展させて、国家および社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。(二)社会において果さなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。(三)社会について、広く深く理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。」と定めている。

これは、高等学校が、中学校までの国民の義務教育機関を基礎として、その上に立つ教育機関であるとともに、後期中等教育機関として青年期教育を担う場であることを意味している。この

内容を具体的に規定するのは学習指導要領である。

その学習指導要領は、所期の目的なり目標に対して、それぞれの時代社会を反映しながら生徒に学習させる内容を規定していくことになっている。ほぼ10年の間隔をもって行なわれる学習指導要領の改訂がこれにあろうか。

この約10年の改訂の間隔は、改定に伴う学校現場の対応の繁多なことを考えれば、妥当であるとの見方もあるが、変容の急な今日の社会にあっては、間隔を一定しないで常に見直してゆくような在り方が望まれるであろうし、むしろ、学習指導要領の原則を“学校に基礎を置く具体的妥当性を重視した内容構成がなされ得るようなものとする”としておくことが、より必要といえる。(学習指導要領の存在の是非を含む論議が必要であるとする見方もできようが。)。このことは、今日の高等学校の置かれた状況(ことに「格差と序列の進行」といわれる現実など)においては特に重要な意味を持つと考えられる。

すなわち、学習指導要領は発達年令に応じた教育効果の蓄積を目指すものとして初等教育段階から組み立てられてきているものであるから、上級学年に移行するほど習熟度には必然的に開きが生じる。この習熟度は、高等学校の段階においては知識の量はもちろん質的にも人間的知性や行動文化においてさえも極めて大きな格差となり、人間としての在り方や生き方に大きな影響を与えるものとなる。

また、高等学校の段階においては進路に関する志向の違いによっても学習など学校生活に対する姿勢や意欲が異なってくる。さらに、今日の高等学校は「輪切り入試」の一般化による都市部の進学校を初めとする「上位校」に見られる「学力の高度化＝大学入試偏差値重視の現象」と人間としてのモラルを初めとする基本的日常的な生活習慣を課題とする「底辺校」との間に見られる学力の偏在など「格差と序列」の進行が顕著である。

こうした側面から見れば、高等学校学習指導要領においては、法的に一律な指示をもって拘束することは適切ではないと考えられる。この点につき、最近の改訂学習指導要領である平成元年度告示(平成6年度施行)のものでは、学校の実態・特色を生かした指導内容の構成が行われるような配慮が試みられている。その主な改訂点を見れば、・「学校選択から生徒選択へ」－多様な科目を用意し選択履修の幅の拡大を図る。・「単位の弾力的運用の促進」－各学年の修了認定を弾力的に行い、単位の履修と修得を区別する。<sup>(1)</sup> などであり、従来に比して指導計画の作成に当たっては学校に基礎を置くことをより強調する形をとっている。

同じく平成元年度告示「現行の学習指導要領の特例を定める件」<sup>(3)</sup>の「(一)総則の特例」においては「②学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、必要がある場合には、・・・④生徒の実態及び専門教育を主とする学科の特色を考慮し特に必要がある場合には、必修科目の単位数の一部を減じることができる。⑩学校においては、卒業までに修得させる教科・科目を定めなくてもよいものとする。・・・」などとして、高等学校が置かれた状況の変化に対応していこうとする姿勢が表されている。これらは、高等学校の現状を踏まえたとき、

好ましい方向であるといえる。しかし、地方教育委員会が行う学校指導においては必ずしも所期の「弾力的運用」の趣旨が生かされない場合が往々にして生じる。

それは、一方から見れば学校現場の努力不足のゆえでもある。すなわち、学校は具体的な指導計画の作成にあたって、あるいは基本的に、あるいは最終的に、教育委員会の意向を求めたり、解説や例示を求めたりすることが多い。また学校独自の案を教育委員会に提出するとしても「標準単位数」にこだわって、学校実態に即して特色ある指導計画ではなくなっていることも多い。

今日の高等学校の置かれた現実に鑑みれば、学習指導要領が画一的に知的到達水準を設定していくことがほとんど意味をなさない学校現場もあり、「標準単位数」の設定された意味も効果的には機能しない現実もある。すなわち、中学校の基礎の上に高等学校を位置付けたくとも、知的には中学校段階をほとんどクリアしていないのである。

そうした中の一例を示すならば、ここに入学者の平均得点が500点満点において175点程度、最高点は375点程度、最低点は60点程度という県立の全日制普通科A高等学校がある。この学校の志願者は定員とほぼ同数であったが結果的に二人を不合格にしたと言う。不合格とした一人は入試得点が40点で、そのうち0点が3教科に上ったためという理由であった。他の一人は得点は90点程であったが内申書の行動の記録にマイナスが10以上あり特に、3年生で5箇所以上あったためである（その他非行歴多数、容易に改善の見込なしとあった。なお、マイナスは極めて顕著な場合にのみ記入されるものである。）

A県では、定員を割って不合格者を出すに当たっては、相当の理由として、「入学を許可するのに著しい不都合があること」のみ掲げる。その手続きとしては、「校長の具申」に基づき、「県教委が採決」するという。（A高校では、英、国、数、の「基本三教科」の一つが0点で合計点が70点以下の生徒10余名も「具申」したが受理されなかったという。数学では0点が10人余、9点以下が70人余、全受験者の平均的が20点に達しなかった。）

こうして入学した生徒に読める高等学校の教科書はない。当然のことながら「高校」の授業内容は全く分からない。この現実に対しては学習指導要領は無力である。

学力の多様性という問題として考えるとしても、「高等学校教育」が成り立たない現実の中では、「高等学校」という概念を組み立て直す必要があると考えられる。

また、生活経験的にも自己決定や自己指導的側面が中学段階としてさえ十分に育っていない生徒の割合が増加しているという実態があるからである。<sup>(4)</sup>

青年期教育を担う後期中等教育機関としての高等学校は、生徒の自立的側面を重く見てより主体的にと行動する生徒に育てていかねばならない。それは、参加の過程を重視することであるといえる。

ある最近の調査によれば高校生がやる気を失うのは「人から命令されたとき」と答えた割合が最も高く、「今の社会は大人たちが勝手に作った社会だから、そんな社会のシステムやメカニズムの中に押し込められることはごめんだ」という不満口上を述べる若者が多いという事実もある。

こうしたことが示唆するものは、高校生年齢期の青年期教育が、表面はどう見えようとも本質的には自発性や主体的参加の欲求を潜在させていることに基づいて、その発掘機能を果たす内容でなければならないこと、及び、自発性や主体的参加の欲求に応えるものでなければならないことを示すものと捉えねばならない。<sup>(5)</sup>

したがって、いかに学校の実態を基礎としてカリキュラムの弾力的構成が行われたとしても、生徒の主体性を呼び起こし、引き出し、育んでいこうとする「参加」のプログラムが立てられていなければ青年期教育機関としては不十分といわねばならない。

95%時代の高校教育を考えるとキーワードは、教育の社会的役割を考え直す意味を含む「教育より参加へ」でなければならず、基本的には高校生に「引き受けさせ、責任を負わせる」ことを用意し、社会の好き仲間として参加させていくという方向を持って、大人中心の社会観の転換ないし大人中心社会の意味の捉え直しから始める必要がある。

## 2. 高等学校教育の再編成

ここまでの考察を踏まえ、高等学校が抱える問題状況を整理して、高等学校教育の再編成のための問題的を整理しながら考察すれば次のようである。

### (1) 学校制度に関わる側面から

これについては、高校進学率95%時代の「高等学校」の概念の捉え直しが必要であると考えられる。制度的には「六・三・三」の単純型の学校制度を見直し、初等教育の段階において、一方では、より総合的内容の知育をダイレクト・エデュケーションを主たる指導方法として用いるなど、人間文化科学的に高度化し、一方では生活科学の進歩に対応し得る実践的生活技術体験を日常化していくなどを教育内容としていき、中等教育以後は社会参加の実地を重視しながら、知的学習については個々の志向・能力を基に選択可能な学校体系を複線型 (multi channel structure) に設置して、個々の興味と関心を基にした建設的な自己形成ができるよう、より多様な社会参加の形態選択が可能な制度形態とすることが望ましい。

このことについては真野が、「新しい中等教育は、人間一人一人の能力・適性の多様性と成長発達における連続性に応ずる必要がある。前者に対しては、系統間のインテグレーションによって豊富な教育内容の配列と選択の可能性を図り、後者に対しては、学校間のアーティキュレーションを円滑にする方策を講じなければならない。」<sup>(6)</sup>として、中等教育は「今後は水平的にも垂直的にも総合化の実現が課題とされる。」<sup>(7)</sup>と提言している。

これは、中等教育の位置付けを、よりリーズナブルなものにしていくための在り方を示唆するものとして重要な提示ではあるが「人間一人一人の能力・適性の多様性と成長発達における連続性に応ずる必要がある。」と言うのであればこそ、95%の子供に同様な高等学校概念を持って臨

むことは教育の意味を失うことになると言わねばならない。

中等教育段階以降を複線型にする結果、良き社会人の育成という基本は共通のものとして踏まえながらも、大別すれば、一方がエリート養成型、他方が職業的・社会的参加型、という系統の違いが生じるであろう。そして、学校間の「格差と序列」を生むことになるが、この「格差と序列」の存在こそが、より各人の能力に即した学校生活を送らせる意味において95%時代の高校教育にはむしろ意味を持つことといえるのである。

知的教育のみならず、教育の場において問題としなければならない個々の能力の差は、人間社会に厳然として存在する「事実」であり、中等教育期の年齢期に及んでは、それは明らかに判別し得るのである。

そして、何よりも問題であるのは、学習指導要領に規定された高等学校教育が、その実践上の留意事項として、いかに多様化・弾力化を掲げたとしても、規定の教科書を「主たる教材」として必ず用いた知的学習がメインとして行なわれていると言う事実が存在することである。これは、現行の高校へ「行くきたくもないのに行かされた」と言う意味における不本意入学の増加に対しては、教育的意味を全く持たないばかりか、こうした形での高校制度の存在そのものが著しい社会問題の発生源とさえなる（これについては後に改めて詳しく触れる）。「偏差値・学歴の偏重・受験競争激化」など「教育競争」の問題として問題化するのも、この系列にあるといえる。

持田は、近代国家において、「国民全体の教育福祉を保障することが絶えず問題になっている」ことを述べる中で、「多様に分化された学制」というと、人はすぐ階級型学制を思い浮かべるが、自由主義的原理を基礎に置く積極的な意味を持つ。むしろ、学制の単一化は、資本主義的効率追求のため、教育水準のレベルアップの要請に従い、全面的に発達した良質の労働力の確保を可能にしてきたという矛盾を持つ。<sup>(8)</sup>と指摘したが、この意味での「制度の分化」こそは、一人一人の全面的発達ないし最大限の発達を図る所以であり今日求められる「複線型」に示唆を与えるものであると考える。

既成の高校概念を払拭して、社会参加の過程そのものを学ぶ場としたり、知的研究の基礎学力の修得の場としたり、と言うような「複線型」を指向するにつけても、やはり問題は、具体的・現実的には「学習指導要領」の問題となる。

すなわち、95%進学という多様な生徒実態に、より適応しうる間口の広さと学習内容の到達度を段階的で可変的なものとすることによって、学習指導要領が機能的に活用されるよう改善されていく必要がある。それは、「複線型」の学校制度を採用して一定の完成教育機関としての高校を選択するにしても、高等教育への準備教育機関としての高校を選択するにしても、それぞれが共通して青年期教育機能を果たして行かねばならず、この点についての共通性は規定するが、他は教育項目の列挙にとどめ、一切の施行基準化を行なわないとするくらいの質的転換が望まれる。

今日、学習指導要領の運用に付随して求められる学校現場の学内努力には、いかに弾力的運用を図ったとしても、現状のままでは限界があるからである。

(2) 不本意入学に関わる新たな問題側面から

「学習意欲が湧かないことが不本意入学と深い関連を持っていること」は、これについての諸調査（例えば、「新設高校実態調査報告」筑波大学教育社会学研究室1988, 「生活実態調査報告書」岐阜県高等学校教育相談研究協議会・生徒指導研究会1988, など）を見る限り、高校進学指導の問題であることは確かである。

しかし、不本意入学については、もっと深刻な問題が指摘できる。それは、今回の答申を初め、ほとんどの高校改革提言が述べる「希望する学校へ入れなかった」という意味での不本意入学ではなく、「高校へ行きたくないのに行かされた」という意味での不本意入学の増加問題という新たな問題側面である。

これは、いわば無目的層や「高校へ行きたくない」とどまらず、「何もしたくない」という社会的在り方や社会参加の拒否でもあり、進歩や向上の無価値観の表明と見ることができる。いわば自活意欲・生きる意欲の喪失に類する問題といえる。

こうした無意欲現象は、学校や社会への適応に問題があったり。適応力の弱い生徒が多い「底辺校」ではよく見られるが、「中堅校」でも増加している。これについて実際の高校現象において見られる諸現象を通して考察すると次のようである。

（以下は、「中堅校」であるB高校で平成2年度の1年生に対し、入学後6か月後に行なった「学校生活に関する意識調査」の結果である）。

【1990年B高校の『学校生活に関する意識調査』結果。（ ）は1986年】

表1 学校生活満足度

楽しい……………	32.2% (26.7%)
まあ楽しい……………	44.4% (56.4%)
余り楽しくない……………	12.8% (16.4%)
楽しくない……………	4.0% (0.6%)
分からない……………	6.6% (2.8%)

表2 学習意欲度

ある……………	51.9% (53.1%)
ない……………	41.5% (43.9%)
分からない……………	6.6% (3.0%)
※「ある」「ない」の中には「どちらかといえば」を含めて合計した。	

表3 今したいこと [1年生のみ]

勉強……………	10.0%	寝ること……………	17.0%
部活動……………	11.7%	気ままにすること……………	10.4%
旅行……………	9.8%	※何もしないこと……………	7.7%
TVを観る……………	5.8%	温泉に行く……………	4.3%
読書……………	1.9%	音楽を聴く……………	9.6%
アルバイト……………	4.0%	その他……………	4.3%

(公立B高等学校「生活意識調査」)

生徒が、学校生活や学習に何らかの興味を寄せる対象を持っているのであれば、学校教育の中身の問題として興味付けの方法を検討することが大切である。例えば「答申」が示す「新しいタイプの高等学校」や「学科制度の再編成」及び、新学習指導要領が示す「科目選択の幅を広げる」「修得単位の弾力的扱い」などの工夫をすることで理解できることが多いといえる。

しかし、95%の進学の実態が現実を抱える「高校へ行くことの目的が何も無く」「他律的にただ何となく惰性で時間の経過の中に身を置くだけ」という者に対しては、解決の手立てにはならないといえる。こうした傾向を示す生徒が、B高校のような全国に最も多いであろう極々一般的で普通のいわば「中クラス」の学校実態を持つ高等学校においてすら、7%～8%認められ（表3 ※）、しかも、漸増傾向にあるということは高等学校教育の問題を検討する上で注目しておく必要があるといえる。

そこで、「それならば、やる気・意欲などを呼び起こすような方法は無いものか」との問題が提起されることになるが、そのためには、今日の高等学校教育の中身の改革に留らず高等学校教育ならびに高等学校という概念そのものの問い直しという次元の問題として考えて行かねばならない。

すなわち、「高等学校・高等学校教育の意味はどう捉えるべきか」の問題である。14期中教審答申は、第1部第1章「高校教育の改革」において、学科制度の再編成、新しいタイプの高等学校の奨励、単位制の活用、学校・学科間の移動、などについて95%時代の高等学校教育が多様で柔軟なものであることの必要を述べているが、元々意欲を示さない生徒に対して選択の幅を広げることがいかに無力であるかという現実は勘案されていないように見受けられる。

高校生はコールの分類するところの青年中期に当たるが、この時期は、以前に獲得された自己を再点検し、再構築を行ない、アイデンティティの獲得を行なう時期であるといえる。この15～18才の青少年を、組織的な教育の場に置くということの意味は何でなければならないか、という問い返しが必要である。

今日においても高等学校教育には、青年期教育という意味がその中核にある。青年期教育の真の意味は、青年たちを主人公（責任者の一員）として処遇して、大人の活動に参加させることであり、その参加の過程・道程にこそ成立する自律への援助行為そのものであると言える。そして、それは青年たちの生活全体との関わりの中で成立するものであるといえる。「自立と社会化を促し社会参加をどう図っていくか」の問題である。

その意味で、社会の良き一員として、各人の能力と個性的要請に応じて成長していくよう、それぞれの時代・社会の要請に応えながら、社会的個として必要とされることを教え、育てることが、青年期教育を担う場に求められることであるといえよう。

そのためには、高等学校の教育課程は基本的には次のような内容であることが必要と考えられる。

ア) それぞれの時代社会が要請するところの、必要な社会規範の、生活という形での修得を内



容とするもの。

- イ) それぞれの時代社会に必要な情報を得て、これに適応し得て、生活し得るための知的基礎の修得を内容とするもの。
- ウ) 従って、現行の学習指導要領の規定する国語、数学、理科、社会、というような区分を解消し再構成する必要がある。
- エ) 具体的には、社会科学的要素、人文科学的要素、等々、をより広範かつ生活に密着して総合的に含み、社会人として生活するのに必要な知的基礎事項となっているものを生活の知恵として習得させていくような措置（科学・技術のベーシック・コモンを教えることを基本原則としながら、可能な限り生活体験的に習得できる形）が必要であると考えます。
- オ) その上、参加の中にこそ青年期教育が存在するという意味から、大人との企画の段階を含めた共同活動の場を用意しなければならないであろう。すなわち、大人を用意したカリキュラムの中で生活させるのではなく、企画の段階から参加させる教育が必要である。（社会の進歩のためには、既成の社会で満足したり、これに無批判に従順としているだけの若者をつくりだしてしまうことは厳にしなければならない）。

青年期教育は「参加」という実体を持った教育でなければなるまい。これを学校制度の中で実施するとすれば従来の教師と生徒の関係にこだわらない「共同の教育・学習活動」という概念を中心に据える必要がある。

その意味で、高等学校の基本的概念は青年期教育の場として、よりすぐれた社会生活適応性ないし適応力の育成の場ということではなければならない。そして、この基本的概念だけに依拠した高校も存在しなければならない。これを、学校制度の問題として「複線化」とするか、学習指導要領の質的転換と言うような措置によって実質的「複線化」を規定するか、いずれかによるべきであるが、学校制度を改革して高等学校概念を規定し直す方がよいと考える。それはおよそ次のような理由による。

- (ア) 保守的な日本人の国民性からすれば、既成の制度の中においては必要な改革は為しえない。
- (イ) 硬直化の傾向が強い地方教育委員会および学校現場において、学習指導要領の弾力的運用は期待できない
- (ウ) 学校制度を多様なものにすることによって、教員養成制度・教員免許をも多様にし、学校の教育力をよりの確で効果的なものにする。
- (エ) 社会変容に伴う学校教育の役割を抜本的に組み立てるためには、学校制度そのものを規定し直さなければ出来ない。

また、よりすぐれた社会生活適応性ないし適応力の育成のためには、家庭教育の役割が前提要素となるから、父母の学校参加ということが教育経営的に機能しなければならないといえる。今日までの日本の学校教育の中で当然のようにして築かれてきた教師主体の学校の在り方を根本的

に再構築する必要がある。

しかしながら、現実の学校教育を取り巻く風土を見れば、一層の学校依存傾向が進行しており父母の学校に対する姿勢は受け身の一途をたどるとさえ見られる状況にある。

「教育の基礎は家庭にある」（ペスタロッチ）といえるのであり、家庭教育のうえに学校教育が成り立つとも言える。次年度から漸次施行が予定されている「学校五日制」なども「生活時間・生活空間の共有」を原理とする家庭教育の機会として積極的な意味付けを行っていくべきである。これは、社会問題としての教育問題であり、社会政策としての視点を求められることである。既に、教育問題は、常に、産業社会の在り方と深く関連する家庭の在り方に代表された日常的な国民生活上の問題としての視点から、問題解決を求められているといえる。

そうであればこそ、95%の進学実態に応じた高校教育概念の捉え直しにより、学校制度自体の多様な改革が行なわれねばならないといえる。

### (3) 「偏差値・学歴の偏重・受験競争激化」に関わる問題側面から

教育競争に関わる問題は、学校によっては「進学指導を学校の教育目標の第一とするか人間教育を第一とするか」などという余りにも無見識な二者択一思考を真剣に行っているところがある。高等学校教育が青年期教育としての位置付けを持つ点に鑑みて、社会的にどのような役割を果たしていくべきかとの視点から、やはり高等学校教育の捉え直しをしていく必要がある問題である。

すなわち、受験競争の激化が知識の詰め込みに偏るゆとりのない状況を作り出し、結果的に社会の変化に対応できる能力の育成や個性の伸長も十分でなくなっていることと、一方では、大学を目指す者に対する受験競争に伴う「厳しさ」やそこに付随する「苦痛」の存在そのものを否定する必要があるのかとの観点（高等学校段階は中学校段階の受験競争とは違って、自立のための自律と自己決定とを求められる重大な生活体験の機会として、受験に向かう厳しさが必要であるといえる）から、問題を見て行く必要があると考えられる。

これは、輪切り入試の結果としての学校間格差によって解決されてきているとも言い得る。すなわち、(1)の問題と同心円上にあり、現行制度下にある「95%時代」においては、むしろ「格差」と「序列」の存在が「学校」としての高等学校運営を容易にしているとも言うるのであり、「格差」と「序列」の存在が、現実的に存在する能力差に応じた教育を可能ならしめているといえるのである。

従って、「格差」と「序列」の発生および存在が問題であるとするよりも、将来に向かって「95%時代」の「高校教育」を根本概念から組み立て直す意味において、高等学校段階の指導内容を再構築して科学・技術のベーシック・コモンを教えることを基本に置き（先述のように、これだけを内容とする学校も存在する）、他は学校の（生徒の）実態の中に生きる内容（実態に即した内容）として構成されていくことで十分とし、学校制度自体を複線化することを積極的に考えていくことが必要であると考えられる。

### 3. これからの高校教育改革の在り方

既に繰り返し見てきたように、95%が進学するに至った今、高等学校とは「どんな意味を持ち、何を教育とするところか」という問い直しから今一度立て直すことが21世紀への高校（＝青年期教育）改革であるとする立場に立って考察を重ねた。

その場合の出発点となる教育概念は、「共に社会の良き仲間として、これを一人でも多く増やしていこうとする」社会的で、日常のかつ生活的な次元を十分に踏まえ、生涯に及んで彼の人生に反映され得るような基礎となるものを提供し、それをもって彼の自立を援助することを内容とするものでなければならない。

教育機能が社会でも家庭でも学校でも弱くなったといわれる一方では生涯学習社会の到来が叫ばれて、社会教育（とりわけ社会体育）の充実が住民福祉行政のバロメーターとされているような感さもある。こんな中で、先に見たような教育概念における学校教育の役割と、その意味での位置付けを明確にした教育体系の整備は急務であるといえる。

すなわち、社会、家庭、学校、のそれぞれが負うべき教育役割を時代社会の進展に即して規定し直していくことが必要であって、そのための専門機関や組織、制度の整備が図られねばならないのである。しかも、それらは固定的な性格のものではなく、その時々の実態に応じて、それ自体の改廃をも含む柔軟で多様な性格を持ち、先に示した教育概念の実現を図りうるものでなければならない。

その時々の実態の変化は教育現場に現れる。その時々の実態の変化に応じ得るためには現場の見方を離れてありえない。教育の、生徒実態に応じた柔軟で多様な在り方は教育現場の主体的判断に委ねてしまうことが、むしろ必要であるといわねばならない。

かつて、コナント報告やNEAレポートに見られる個人差に応じたカウンセラー制度を背景としたカリキュラム選択体制の確立案などは参考になる。

しかし、固より、教育の水準の確保は、生徒の実態の中で生きる問題であって、先に観てきたように「すべての青少年に科学技術のベイシック・コモンを教える」ところに基本原則は置けば良いといえる。

この基本原則の設定においても、教育現場にイニシアティブをとらせていくことが原則として確認されなければならない。そのためには、教師の基本的資質・力量の形成が養成過程においてなされ得るように、教員養成制度が多様な学校実態に応じられるようなカリキュラムに整備し直されるとともに、教育現場の生徒観が的確であることが求められることである。これは、現場教師の職能成長的な力量形成にかかる問題である。

高等学校現場の力量形成は、高等学校現場の生徒観及び教育指導観が具体的教育活動及び組織の中でどのように形成されるかの問題でもある。

これは、高等学校の教育特性ないし実態的教員組織特性に即してみていく必要がある。高等学

校の教員特性は、個々の教員の独自性ないし主体的自我が、教員間において比較的保障されている点にあるといえる。このことが、まさに多様な教職観とともに多様な生徒観を生み出してくるため、教育指導上、必要な共通実践や共通理解を図る上で支障を生じていることが往々にしてある。そうした中で、学校としての基本的・統一的な見方を形成していくリーダーが主任層である。高等学校の実態的教員組織特性とは、この主任層のリーダーシップに負うところが極めて大きいところにあるといえる。

すなわち、高等学校教育現場の生徒観が的確であるために必要な現場の力量形成とは、まず、主任層教師の力量を研ぎ、現場における適切なリーダーシップを発揮させることである。

この主任層のための研修の場としては、現行の文部省中央研修に代表される行政機関が行う研修では内容や、そのレベル、期間などいずれにおいても不足であり、総合的な人間・教育科学に関する研究・教授スタッフを持つ大学院レベルの機関に在って、2年間以上の研修期間をもって行うことが望ましいと考える。

例えば、高等学校の授業が全く分からない生徒の存在をどうするのか、との問題などもこうした生徒を教える教師の力量形成をどのようにするのか、という問題なのであり、ここに改めて目を向け、規定し直す必要があるものであって、従来の高校教育改革論議では解決し得ない問題と言わねばならない。

このように、改革とは既成の概念を払拭したところから始めるものでなければ、問題の根治にはなり得ないものであると再確認せざるをえない。

#### [注]

- (1) 田中勝文「中等教育の歴史」仲新・持田栄一編『学校制度』第一法規、1968年。
- (2) 文部省『高等学校学習指導要領解説－総則編』8～13頁
- (3) 平成元年11月30費文部省告示167。
- (4) 「無気力生徒への援助に関する研究」平尾・岡本・浅岡『東京都立教育研究所相談部研究報告書』1990年。
- (5) 『高校生の行動と心理』高校教育展望・増刊号1991. 2
- (6) (7) 真野宮雄「中等教育の多様性と総合化」筑波大学教育学研究会編『現代教育学の基礎』ぎょうせい、146～147頁、1988年。
- (8) 持田栄一『福祉国家の教育像』国土社、1967年。